

事 務 連 絡
令和4年7月29日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

自動車局旅客課
バス事業活性化調整官

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限認可に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長（旅客課長）及び
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通知したので、貴協会においても了知されるとと
もに、傘下会員に対し周知されたい。

事 務 連 絡

令和4年7月29日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長（旅客課長） 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課
バス事業活性化調整官

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限認可に関する取扱いについて

一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃の改定については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）」（以下「処理方針」という。）により審査しているところであるが、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の拡大を受け、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた運賃改定の実績年度の取扱いについて（令和4年3月28日事務連絡）」により、当分の間、新型コロナの影響を受ける前の令和元年度を運賃改定の実績年度として取り扱うこととしたところである。

しかしながら、新型コロナの影響は、発生から既に2年以上の長期に及んでおり、今後とも不透明な状況が続いていることから、これを災害の発生などの一過性の事象と同様に「特殊要因」として除外して取り扱うことは適切ではなく、新型コロナの影響によるテレワークの浸透や外出機会の減少等による消費者の行動様式の変化等を考慮した輸送需要を算定する必要がある。

他方で、一般乗合旅客自動車運送事業者は新型コロナの影響による輸送需要の減少により極めて厳しい経営状況が続いているため、新たな設備投資等を極力控えている状況にあるが、今後、一般乗合旅客自動車運送事業を安全かつ安定的に経営していくためには、安全等に必要な設備投資等を着実に実施していく必要があり、このために必要となる原価について適切に算定していく必要がある。

このため、新型コロナの影響を受けている最新の輸送実績を実績年度とする運賃改定については、処理方針に定めるもののほか下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理にあたり遺漏のないように取り計らわれない。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 輸送需要及び輸送力の算定

(1) 輸送人員

新型コロナの影響を受ける以前の3年間（平成29年度から令和元年度とする。以下同じ。）を含めた過去実績による対前年度増減率を基礎に合理的な将来の予測に基づく平年度の需要回復の見込み、直近の月別の輸送傾向、地域（当該ブロック等）の輸送傾向並びに原価計算期間中の輸送力の増減計画等を勘案して算定する。

(2) 実車走行キロ及び総走行キロ

新型コロナの影響を受ける以前の3年間を含めた過去実績推移及び合理的な将来の予測に基づく適切な事業計画、経営合理化計画等を基礎に算定する。

2. 原価の算定

(1) 人件費

実績平均給与月額算定にあたり、実績年度において新型コロナの影響による賞与及び手当等の削減による給与月額等の減少が認められる場合、平年度以降における給与水準等の回復計画等を勘案して必要な補正を行うものとする。

(2) 燃料油脂費

査定単価の算定にあたり、最近の軽油単価の高騰を適切に反映させるため、最近時軽油単価及び変動率の算定において、市場における軽油価格の直近の月別傾向を踏まえた単価を用いるものとする。

(3) 車両償却費

車両償却費の算定にあたり、実績年度において新型コロナの影響による設備投資の削減により償却費の減少が認められる場合、平年度以降における平均車齢の回復等を目的とした設備投資計画等を勘案して必要な補正を行うものとする。

(4) その他の運賃原価

その他の運賃原価の算定において、実績年度において新型コロナの影響による原価の減少が認められる場合、平年度以降に必要な原価について勘案して必要な補正を行うことができるものとする。ただし、この場合においては原価の回復等の計画を踏まえ、原則として令和元年度の原価を限度として算定するものとする。

3. その他

(1) 添付書類

本事務連絡による申請については、処理方針に定めるもののほか以下の添付書類を

求めるものとする。

- ① 輸送需要について、利用形態別（通勤定期、通学定期、定期外）における将来（概ね5年程度先）の需要回復の見込み及び平年度における需要回復の見込み並びにその推計方法等を示した書類
- ② 利用形態別（通勤定期、通学定期、定期外）の平成29年度から実績年度までの輸送人員（月別）及び申請年度における申請の直近月までの輸送人員（月別）
- ③ 平成29年度から実績年度までの実車走行キロ（月別）及び申請年度における申請の直近月までの実車走行キロ（月別）
- ④ 運賃原価において、新型コロナの影響により減少していた各運賃原価を平年度以降に回復させる計画を有している場合は、その計画の内容等を示した書類
- ⑤ その他、査定にあたり必要となる書類

（2）経過措置

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた運賃改定の実績年度の取扱いについて（令和4年3月28日事務連絡）」による新型コロナの影響を受ける前の令和元年度を運賃改定の実績年度とした申請については、当分の間これを認めるものとする。ただし、この場合においては、本事務連絡による新型コロナの影響を踏まえた輸送需要及び輸送力並びに運賃原価の算定は行わない。

（3）その他

本事務連絡による新型コロナの影響を踏まえた一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限認可においては、輸送需要及び輸送力並びに運賃原価の推計を行っていることから、認可後の検証等のために必要となる条件を付すことができるものとする。